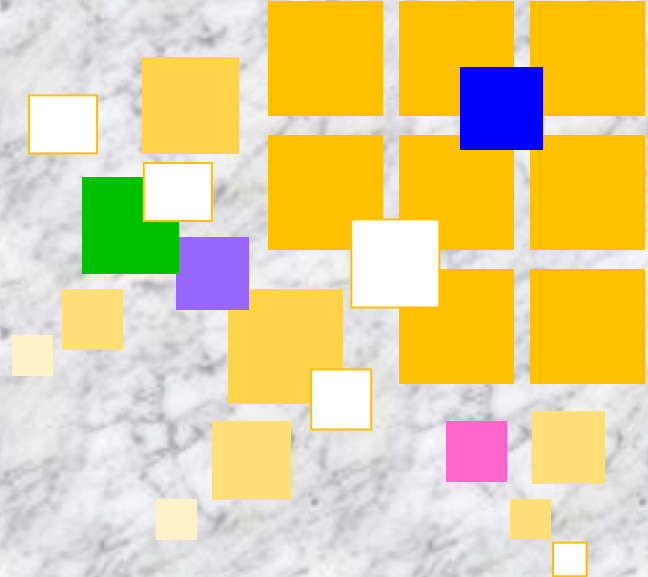


Readers ⇒ Leaders



2017
リーダーズ式
合格スタンダード講座

シミュレーション講義☆民法 問題

問題

行政書士試験 平成 17 年

問題 1 次のア～オのうち、Aの所有するそれぞれの物について、Bが即時取得（民法 192 条）によりその所有権を取得できる可能性がある場合は、いくつあるか。

ア Aがその所有する建物をCに賃貸していたところ、Cがその建物を自己の所有する建物としてBに売却した場合

イ Aの所有する山林に生育する立木について、Bがその山林および立木を自己の所有するものであると誤信して、その立木を伐採した場合

ウ 成年被後見人Aは、その所有するパソコンをBに売却したが、Bは、Aが成年被後見人である事実について善意・無過失であった場合

エ Aの所有する自転車をCが借りた後に駅前駐輪場に停めていたところ、Bがその自転車を自己の自転車と誤信して、その自転車の使用を継続した場合

オ Aの所有する宝石をCが盗み出し、CがこれをBに売却したが、Bは、その宝石が盗品である事実について善意・無過失であった場合

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

解説

動産物権変動①

正解 1

次のとおり、所有権を取得する可能性があるものはオのみであるから、正解は1となる。

ア 可能性がない

即時取得が成立するためには、目的物が、動産であることが必要である。本問では、目的物が建物（不動産）であるため、即時取得は成立しない。

イ 可能性がない

即時取得が成立するためには、有効な取引行為があることが必要である。本問では、立木を伐採しているだけであり、有効な取引行為がないため、即時取得は成立しない。

ウ 可能性がない

即時取得が成立するためには、有効な取引行為があることが必要である。本問では、前主が制限行為能力者である成年被後見人であるため、有効な取引行為があったとはいえないため、即時取得は成立しない。

エ 可能性がない

即時取得が成立するためには、有効な取引行為があることが必要である。本問では、Bがその自転車を自己の自転車と誤信して、その自転車の使用を継続しているだけであり、有効な取引関係がないため、即時取得は成立しない。

オ 可能性がある

即時取得が成立するためには、①動産であること、②有効な取引行為があること、③前主が無権利者であり、動産を占有していたこと、④前主が無権利であることにつき、平穩・公然・善意無過失であること、⑤占有を始めたことが必要となる。本問では、すべての要件をみたすため、即時取得が成立する。

問題

行政書士試験 平成 23 年

問題 2 A所有のカメラをBが処分権限なしに占有していたところ、CがBに所有権があると誤信し、かつ、そのように信じたことに過失なくBから同カメラを買い受けた。この場合に関する次のア～エの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものをすべて挙げた組合せはどれか。

ア CがAのカメラを即時取得するのは、Bの占有に公信力が認められるからであり、その結果、Bがカメラの所有者であったとして扱われるので、Cの所有権はBから承継取得したものである。

イ Cは、カメラの占有を平穩、公然、善意、無過失で始めたときにカメラの所有権を即時取得するが、その要件としての平穩、公然、善意は推定されるのに対して、無過失は推定されないので、Cは無過失の占有であることを自ら立証しなければならない。

ウ Bは、Cにカメラを売却し、以後Cのために占有する旨の意思表示をし、引き続きカメラを所持していた場合、Cは、一応即時取得によりカメラの所有権を取得するが、現実の引渡しを受けるまでは、その所有権の取得は確定的ではなく、後に現実の引渡しを受けることによって確定的に所有権を取得する。

エ Bは、Cにカメラを売却する前にカメラをDに寄託していたが、その後、BがCにカメラを売却するに際し、Dに対して以後Cのためにカメラを占有することを命じ、Cがこれを承諾したときは、たとえDがこれを承諾しなくても、Cは即時取得によりカメラの所有権を取得する。

- 1 ア・イ
- 2 ア・イ・ウ
- 3 ア・ウ・エ
- 4 イ・ウ・エ
- 5 ウ・エ

解説

動産物権変動②

正解 2

次のとおり、妥当でないものはア・イ・ウであるから、正解は2となる。

ア 妥当でない

即時取得による所有権の取得は、原始取得である（民法192条）。

イ 妥当でない

即時取得が成立するためには、前主が無権利であることにつき、平穩、公然、善意無過失であることが必要である（192条）。平穩、公然、善意は、186条1項により推定される。また、無過失は、188条により、無過失も推定される（最判昭41.6.9）。したがって、Cは、無過失の占有であることを自ら立証する必要はない。

ウ 妥当でない

即時取得が成立するためには、占有を始めたことが必要である（192条）。この占有には、現実の引渡し、簡易の引渡し、指図による占有移転は認められているが、占有改定は認められていない（最判昭35.2.11）。即時取得には占有状態に変動があることが必要であるが、占有改定では外観上、物の移転が生じないからである。

エ 妥当である

即時取得が成立するためには、占有を始めたことが必要である（192条）。この占有には、現実の引渡し、簡易の引渡し、指図による占有移転は認められている（最判昭57.9.7）。

問題

行政書士試験 平成 19 年

問題3 美術商Aは、画廊に保管しておいた自己所有の絵画が盗難に遭い、悔しい思いをしていたが、ある日、Bが運営する個人美術館を訪ねた際、そこに盗まれた絵画が掲げられているのを発見した。Aは、その絵画を回収するため次のような行動をとることを考えている。Bに即時取得が成立しているとして、Aの行動に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。ただし、Cは商人ではないものとする。

- 1 Aは、Bから事情を聴いたところ、その絵画は、ある日それまで面識のなかったCがBのもとに持ち込み買取りを求めたものであることがわかった。Aは、買取りの日から2年以内であれば、Bに対して、その絵画の買取請求権を行使することができる。
- 2 Aは、Bから事情を聴いたところ、その絵画は、ある日それまで面識のなかったCがBのもとに持ち込み買取りを求めたものであることがわかった。Aは、買取りの日から2年以内であれば、Bに対して、保管に要した費用を支払って、その絵画の引渡しを求めることができる。
- 3 Aは、Bから事情を聴いたところ、その絵画は、ある日それまで面識のなかったCがBのもとに持ち込み買取りを求めたものであることがわかった。Aは、盗難の日から2年以内であれば、Bに対してまったく無償で、その絵画の引渡しを求めることができる。
- 4 Aは、Bから事情を聴いたところ、その絵画はBがオークションで落札したものであることがわかった。Aは、盗難の日から2年以内であれば、Bに対して保管に要した費用を支払って、その絵画の引渡しを求めることができる。
- 5 Aは、Bから事情を聴いたところ、その絵画はBがオークションで落札したものであることがわかった。Aは、オークションの日から2年を超えても、Bに対してオークションで落札した金額と保管に要した費用を支払えば、その絵画の引渡しを求めることができる。

解説

動産物権変動③

正解 3

次のとおり、正しいものは肢3であるから、正解は3となる。

1 誤り

即時取得が成立する場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から2年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる(193条)。もっとも、本問のような買取請求権は、民法上規定されていない。

2 誤り

盗品の回復請求権が認められるのは、盗難又は遺失の時から2年間である。本問では、買取りの日から2年以内としており、起算点が異なる。

3 正しい

盗品の回復請求は、原則として無償であることができる。もっとも、占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない(194条)。本問では、Bは、商人でないCから本件絵画を買い受けているから、194条の適用はない。したがって、Aは、盗難の日から2年以内であれば、Bに対してまったく無償で、その絵画の引渡しを求めることができる。

4 誤り

占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない(194条)。本問では、Bは、本件絵画を「競売」に当たるオークションで落札していることから、194条が適用される。したがって、Aは、Bの支払った代価を弁償しなければ、その絵画の引渡しを求めることができない。

5 誤り

盗品の回復請求権が認められるのは、盗難又は遺失の時から2年間である。本問では、オークションの日から2年を超えてもとしており、起算点が異なる。

問題

行政書士試験 平成 25 年 記述式

問題 4 Aの指輪が、Bによって盗まれ、Bから、事情を知らない宝石店Cに売却された。Dは、宝石店Cからその指輪を 50 万円で購入してその引渡しを受けたが、Dもまたそのような事情について善意であり、かつ無過失であった。盗難の時から 1 年 6 か月後、Aは、盗まれた指輪がDのもとにあることを知り、同指輪をDから取り戻したいと思っている。この場合、Aは、Dに対し指輪の返還を請求することができるか否かについて、必要な、または関係する要件に言及して、40 字程度で記述しなさい。

解説

動産物権変動④

【解答例】

A	は	、	盗	難	の	時	か	ら	2	年	間	、	D	が
支	払	っ	た	代	価	を	弁	償	し	て	、	D	に	対
し	指	輪	の	返	還	を	請	求	で	き	る	。		

【条文】

民法192条（即時取得）

取引行為によって、平穩に、かつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。

民法193条（盗品又は遺失物の回復）

前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から2年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

民法194条

占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買い受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払った代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。

問題 1	民法	即時取得	重要度 A
------	----	------	-------

問題 1 即時取得に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なもの
の組合せはどれか。

- ア 占有改定により動産の占有を始めた場合には、即時取得は成立しない。
- イ 競売により動産を買い受けた場合には、即時取得は成立しない。
- ウ 当事者の錯誤により取引行為が無効である場合でも、即時取得は成立する。
- エ 道路運送車両法による登録を受けている自動車については、即時取得は成立しない。
- オ 不動産である山林の一部となっている立木を買い受けた後、これを伐採して動産である木材とした者は、当該木材について権利を主張する者に対して即時取得を対抗することができる。

- 1 ア・イ
- 2 ア・エ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 ウ・オ

※ 問題の重要度のランク付けについて

Aランク…合格するためには必ず得点すべき問題。誤答の際は完璧に復習すべき問題。

Bランク…正解することが望ましい問題（Bのうち半分は正解しないと合格できない問題）

Cランク…やや踏み込んだ知識で、難易度が高く、正解できなくても復習しておけばよい問題

問題 1	民法	即時取得	正解 2
			関連過去問：23-29

ア妥当である。

判例（最判昭35. 2. 11）は、譲受人が即時取得により所有権を取得するためには「占有改定の方法による取得をもつては足りないものといわなければならない」としているので、本記述は妥当である。

その理由として、判例は、「無権利者から動産の譲渡を受けた場合において、譲受人が民法192条によりその所有権を取得しうするためには、一般外観上従来の占有状態に変更を生ずるがごとき占有を取得することを要」するということを挙げている。

イ妥当でない。

本記述は、即時取得が成立するとすべきところ、成立しないとしている点で、妥当でない。

執行債務者の所有権に属しない動産が強制執行に付されたという事案において、判例は、「執行債務者の所有に属さない動産が強制競売に付された場合であつても、競落人は、民法192条の要件を具備するときは、同条によつて右動産の所有権を取得できる」としている（最判昭42. 5. 30）。

判例の結論に賛成する学説は、その理由として、有効な取引行為の存在が即時取得の要件であるところ、競売も一種の取引行為であるということを挙げている。

ウ妥当でない。

本記述は、当事者の錯誤により取引行為が無効である場合には、即時取得は成立しないとすべきところ、成立するとしている点で、妥当でない。

即時取得が成立するためには、有効な取引行為の存在が必要とされる。なぜならば、即時取得制度は、動産取引の安全を図るため取得者が善意、無過失であることを要件に前主が物につき無権利であるという瑕疵を治癒するものであるところ、これを超えて、前主の行為能力の制限、代理権の欠缺、錯誤・詐欺・強迫による意思表示など、前主からの譲渡行為そのものに存する瑕疵まで治癒するものではないからである。

エ妥当である。

判例（最判昭62. 4. 24）は、既登録自動車には「民法192条の適用はない」としているので、本記述は妥当である。

その理由として、判例は、「道路運送車両法による登録を受けている自動車については、登録が所有権の得喪並びに抵当権の得喪及び変更の公示方法とされている」ということを挙げている。

才妥当でない。

本記述は、木材について即時取得を対抗できないとすべきところ、対抗できるとして
いる点で、妥当でない。

本記述と同様の事案において、判例は、本件伐採の立木については民法192条の適用
によりその所有権を取得すべき筋合いにないとしている（大判昭7. 5. 18）。

その理由として、判例は、民法192条は、現に動産を占有し又は権原上動産とされる
べき性質を有するものをその権原に基づき占有した場合に適用すべき規定であって、本
来不動産の一部を組成するものを事実上の行為により動産となして占有する場合に適
用すべきものではないということを挙げている。

以上により、妥当な記述はアとエであり、したがって、正解は肢2となる。

以上全体につき、大村基本民法 I P. 260～269, リーダーズ式総整理ノートP. 75～8参照。

■【択一式で確実に得点するための 重要条文チェック】自分の六法でチェックしましょう。

（代理占有）

第181条 占有権は、【 ① 】によって取得することができる。

（占有改定）

第183条 【 ② 】が自己の占有物を以後【 ③ 】のために占有する意思を表示したとき
は、【 ④ 】は、これによって占有権を取得する。

（即時取得）

第192条 【 ⑤ 】行為によって、【 ⑥ 】に、かつ、【 ⑦ 】と動産の占有を始めた者は、
【 ⑧ 】であり、かつ、【 ⑨ 】がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得す
る。

解答

①代理人 ②代理人 ③本人 ④本人 ⑤取引 ⑥平穩 ⑦公然 ⑧善意 ⑨過失

◆【記述式への連携】

1 () 内を、法律用語で正しく埋めて下さい。

- (1) 自主占有とは、(①)をもってする占有をいう。
- (2) 他主占有とは、(②)をもってする占有以外の占有をいう。
- (3) 善意占有とは、本権がないのに本権があると(③)してする占有をいう。
- (4) 悪意占有とは、本権のないことを知り、又は本権の有無について(④)を持ちながらする占有をいう。

2 次の法律用語を漢字で正しく書けますか(記述式で減点されないために)

- ⑤ そくじしゅとく
- ⑥ とりひきこうい
- ⑦ せんゆうかいてい
- ⑧ さしずによるせんゆういてん
- ⑨ だいかべんしょう(194条)

解答

- 1 ①所有の意思 ②所有の意思 ③誤信 ④疑い
- 2 ⑤即時取得 ⑥取引行為 ⑦占有改定 ⑧指図による占有移転 ⑨ 代価弁償

問題 2	民法	即時取得	重要度 A
------	----	------	-------

問題 2 A所有の動産甲の取引に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

ア Bを執行債務者とする強制競売によって、Cが甲を買い受けた。この場合において、Cは、Bが甲に関し無権利者であることについて善意無過失であったときでも、甲を即時取得しない。

イ Aから甲を預かっていたBは、甲をCに売却し、現実の引渡しをした。甲が自動車で、かつては道路運送車両法による登録を受けていたがCに売却された時点では抹消登録を受けていた場合において、Cは、Bが無権利者であることについて善意無過失であるときは、甲を即時取得する。

ウ Aから甲を預かっていたBは、Bが紛失した甲を拾得したCから、Cが甲に関し無権利者であることについて善意無過失で甲を購入し、現実の引渡しを受け占有するDに対し、甲の紛失から1年2か月後に、甲の返還を請求することはできない。

エ Aから甲を賃借していたBが死亡し、その相続人Cは、その相続によって甲の占有を取得した。この場合において、Cは、Bが甲に関し無権利者であることについて善意無過失であったときでも、甲を即時取得しない。

オ Aから甲を賃借しCに保管させていたBは、甲をDに売却し、Cに対して以後Dのために占有することを指図し、Dがこれを承諾した。この場合において、Dは、Bが甲に関し無権利者であることについて善意無過失であったときでも、甲を即時取得しない。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

※ 問題の重要度のランク付けについて

Aランク…合格するためには必ず得点すべき問題。誤答の際は完璧に復習すべき問題。

Bランク…正解することが望ましい問題（Bのうち半分は正解しないと合格できない問題）

Cランク…やや踏み込んだ知識で、難易度が高く、正解できなくても復習しておけばよい問題

問題 2	民法	即時取得	正解 3
			関連過去問 : 23-29

ア妥当でない。

本記述は、Cが善意無過失であっても甲を即時取得しないとしている点で、妥当でない。執行債務者の所有に属さない動産が強制競売に付された場合であっても、買受人は、民法192条の要件を具備するときは、即時取得により当該動産の所有権を取得することができる（最判昭42. 5. 30）。よって、Cは、Bが甲に関し無権利者であることについて善意無過失であれば、甲を即時取得する。

イ妥当である。

判例（最判昭45. 12. 4）によれば、本記述の事情のもとでは、Cは、Bが無権利者であることについて善意無過失であるときは、甲を即時取得するから、本記述は妥当である。道路運送車両法による登録を受けている自動車については、登録が所有権の得喪並びに抵当権の得喪及び変更の公示方法とされていることから、民法192条の適用はないが（最判昭62. 4. 24）、登録を受けていない自動車は、登録を対抗要件としないことから、取引保護の要請により、民法192条の適用があり、これは登録を受けた自動車が抹消登録を受けた場合も同様である（最判昭45. 12. 4）。

ウ妥当でない。

本記述は、甲の返還を請求することはできないとしている点で、妥当でない。民法192条の即時取得の要件が充足されている場合でも、目的物が原権利者の意思に反し、又は意思によらずして占有を離れた盗品又は遺失物のときは、被害者又は遺失者は、2年間、占有者に対して目的物の回復請求ができる（民法193条）。これは、192条の特則である。そして、回復請求権者は、「被害者又は遺失者」とされ、所有者に限られない。賃借人や受寄者でもよい。

エ妥当である。

即時取得は、「取引行為によって…動産の占有を始めた」場合に認められる（民法192条）。相続によって占有を取得した場合には、取引行為がない以上、即時取得は認められない。よって、Cは、Bが甲に関し無権利者であることについて善意無過失であったときでも、甲を即時取得しない。従って、本記述は妥当である。なお、取引行為は有効なものである必要があり、無効・取消事由がある場合は、それによって処理される。制限行為能力者、無権代理人から動産の譲渡を受けた場合、法律行為の取消し、無効の問題となり、民法192条は適用されない。動産の譲渡行為が錯誤により無効となる場合（民法95条）、詐欺・強迫により取り消された場合（民法96条）も同様である。民法192条によって治癒されるのは、処分権の瑕疵のみであり、無効・取消事由の瑕疵が治癒されることはない。

才妥当でない。

本記述は、Dが善意無過失であっても甲を即時取得しないとしている点で、妥当でない。指図による占有移転（民法184条）の場合にも、即時取得の適用がある（最判昭57.9.7）。代理人への意思表示を介して動産物権変動の公示機能を有しており、第三者から占有移転を認識しやすいからである。よって、Dは、Bが甲に関し無権利者であることについて善意無過失であれば、甲を即時取得する。

以上により、妥当な記述はイとエであり、したがって、正解は肢3となる。

以上全体につき、大村基本民法 I P.260～269、リーダーズ式総整理ノートP.77～8参照。

■【択一式で確実に得点するための 重要条文チェック】自分の六法でチェックしましょう。

（代理占有）

第181条 占有権は、【 】によって取得することができる。

（占有改定）

第183条 【 】が自己の占有物を以後【 】のために占有する意思を表示したときは、【 】は、これによって占有権を取得する。

（即時取得）

第192条 【 】行為によって、【 】に、かつ、【 】と動産の占有を始めた者は、【 】であり、かつ、【 】がないときは、即時にその動産について行使する権利を取得する。

◆【記述式への連携】

1 () 内を、法律用語で正しく埋めて下さい。

- (1) 自主占有とは、(①) をもってする占有をいう。
- (2) 他主占有とは、(②) をもってする占有以外の占有をいう。

2 次の法律用語を漢字で正しく書けますか(記述式で減点されないために)

- ③ そくじしゅとく
- ④ とりひきこうい
- ⑤ せんゆうかいてい
- ⑥ さしずによるせんゆういてん

解答

- 1 ①所有の意思 ②所有の意思
- 2 ③即時取得 ④取引行為 ⑤占有改定 ⑥指図による占有移転

無料
動画

リーダーズ YAMADA の 行政書士おもしろ3分間 Movie



<http://r-tatsumi.com/st/group/gy3minutes/>

リーダーズ総合研究所・山田斉明講師が法律や行政書士試験をテーマに面白おかしく解説。様々なテーマを取り上げてやさしく分かりやすく解説していきます。

取り上げているテーマの一例

『憲法・官公庁シリーズ「国会議事堂」』『民法「軽井沢の別荘事案」』『一般知識シリーズ「世界遺産」』『民法条文シリーズ「質権」』『行政法「許可?の違い」』『一般知識シリーズ「雇用」』ほか



スマートフォン、
タブレットで
視聴できます。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-17 西日本ビル8F TEL092-726-5040（代表）